



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年5月30日金曜日 第1968号

### ◇ 目 次 ◇ 規 則

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則.....	663
違法駐車車両の移動を行った場合に負担金として納付すべき金額 を定める規則の一部を改正する規則.....	664

### 告 示

瀬戸内海の環境の保全に関する愛媛県計画.....	664
指定居宅サービス事業者の指定.....	671
指定居宅介護支援事業者の指定.....	672
指定介護予防サービス事業者の指定.....	672
指定介護老人福祉施設の指定.....	673
指定居宅サービス事業を行う事業所の名称の変更.....	673
指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....	674
指定居宅サービス事業を行う事業所の名称及び所在地の変更.....	674
指定居宅介護支援事業を行う事業所の名称の変更.....	674
指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更.....	674
指定居宅介護支援事業を行う事業所の名称及び所在地の変更.....	675
指定介護予防サービス事業を行う事業所の名称の変更.....	675
指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....	675
指定介護予防サービス事業を行う事業所の名称及び所在地の変更.....	675
指定居宅サービス事業の廃止.....	676
指定居宅介護支援事業の廃止.....	677
指定介護予防サービス事業の廃止.....	677
指定介護療養型医療施設の指定の辞退.....	678
指定調査機関の所在地の変更.....	678
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧（2件）.....	678
保安林の指定.....	679
解除予定保安林.....	679
都市計画事業の事業計画の変更認可（3件）.....	679

土地改良区役員の就退任の届出（5件）.....	680
土地改良事業の工事完了の届出.....	682
土地改良区連合役員の就退任の届出.....	682

### 公 告

愛媛情報スーパーハイウェイ機器等の借入れ及び保守運用管理業 務の委託.....	682
特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	683
公文書の公開の実施状況.....	683
個人情報の開示等の実施状況.....	684
家畜排せつ物の利用の促進を図るための愛媛県計画.....	685

### 教育委員会規則

ボランティア活動を促進するための教育委員会所管の教育機関の 使用料等減免規則の一部を改正する規則.....	685
--	-----

### 人事委員会規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職 員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....	685
---	-----

### 公安委員会規則

車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべ き負担金の額を定める規則を廃止する規則.....	686
---	-----

### 警察本部告示

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開 示請求をすることができる個人情報の一部改正.....	686
--	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第42号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年5月30日

愛媛県知事 加戸守行

#### 住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成14年愛媛県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<b>様式第1号</b> （第2条関係） 身分証明書 （表）  <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin: 5px 0;">省略</div> （裏）  <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin: 5px 0;">省略</div> <b>第6章 罰則</b>	<b>様式第1号</b> （第2条関係） 身分証明書 （表）  <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin: 5px 0;">省略</div> （裏）  <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin: 5px 0;">省略</div> <b>第6章 罰則</b>

**第47条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条の2第11項若しくは第34条の2第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(2) 省略

**第48条** 省略

注 省略

**第46条** 省略

**第47条** 第34条の2第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

注 省略

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第43号

違法駐車車両の移動を行つた場合に負担金として納付すべき金額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**違法駐車車両の移動を行つた場合に負担金として納付すべき金額を定める規則の一部を改正する規則**

違法駐車車両の移動を行つた場合に負担金として納付すべき金額を定める規則（昭和61年愛媛県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条第16項（同法第75条の8第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、運転者等又は使用者等の負担とされる負担金につき納付すべき金額のうち、車両又は移動用器材を用いて違法駐車車両を移動した場合における当該車両の移動に要した費用の額を次の表のとおり定める。</p> <p>省略</p>	<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条第15項（同法第75条の8第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、運転者等又は使用者等の負担とされる負担金につき納付すべき金額のうち、車両又は移動用器材を用いて違法駐車車両を移動した場合における当該車両の移動に要した費用の額を次の表のとおり定める。</p> <p>省略</p>

**附 則**

この規則は、平成20年 6月 1日から施行する。

**告 示**

○愛媛県告示第 864 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第 110 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、平成20年 5月30日、瀬戸内海の環境の保全に関する愛媛県計画の全部を次のように変更した。

平成20年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**瀬戸内海の環境の保全に関する愛媛県計画**

この計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第 110 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、本県の区域（同法第 2 条第 1 項に規定する瀬戸内海（以下「瀬戸内海」という。））及び同法第 5 条第 1 項に規定する関係府県の区域（以下「関係区域」という。）のうち、愛媛県の区域をいう。以下同じ。）において、瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策について定めたものである。

第 1 計画策定の趣旨

この計画は、瀬戸内海が、我が国のみならず世界においても比

類のない美しさを誇る景勝の地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民が等しく享受し、後代の国民に継承すべきものであるという認識に立って、それにふさわしい環境を確保し維持すること及びこれまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復することを目途として、環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため政府が策定した瀬戸内海環境保全基本計画（昭和53年 5月総理府告示第11号）に基づき、本県の区域において、瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策を明確にし、また、実施する施策をより効果的なものとするため、瀬戸内海の環境の保全に関する中長期にわたる総合的な計画として策定するものである。

また、この計画を策定し、公表することにより、県内の瀬戸内海関係者、さらには広く県民に対し、瀬戸内海の環境保全の推進に対するなお一層の理解と協力を求めるとともに、意識の高揚を図るものである。

第 2 計画の目標

瀬戸内海の環境保全の推進のためには、関係府県等が相互に協

力しながら同一の目標に向かって各々の施策を遂行することが肝要であることにかんがみ、瀬戸内海環境保全基本計画において定められた目標等をこの計画の目標として、次のとおり定める。

#### 1 水質保全等に関する目標

- (1) 瀬戸内海において水質環境基準が未達成の海域については、可及的速やかに達成に努めるとともに、達成された海域については、これが維持されていること。
- (2) 瀬戸内海において、赤潮の発生がみられ、漁業被害が発生している現状にかんがみ、赤潮発生の機構の解明に努めるとともに、その発生の人為的要因となるものを極力少なくすることを旨とする。
- (3) 水銀、ポリ塩化ビフェニル等の人の健康に有害と定められた物質を国が定めた除去基準以上含む底質が存在しないこと。  
また、その他有機物の堆積等に起因する悪臭の発生、水質の悪化等により生活環境に影響を及ぼす底質については、必要に応じ、その悪影響を防止するための措置が講ぜられていること。
- (4) 特に魚介類の産卵生育の場となっている藻場、魚介類、鳥類等の生態系を維持する上で重要な役割を果たすとされている干潟等瀬戸内海の水質浄化や生物多様性の確保、環境教育・環境学習の場等として重要な役割を果たしている浅海域が減少する傾向にあることにかんがみ、水産資源保全上必要な藻場及び干潟並びに鳥類の渡来地又は採餌場として重要な干潟が保全されているとともに、その他の藻場、干潟等についても、それが現状よりできるだけ減少することのないよう適正に保全されていること。  
また、これまでに失われた藻場、干潟等については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。
- (5) 海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等として多くの人々に親しまれている自然海浜等が、できるだけその利用に好適な状態で保全されていること。
- (6) 健全な水循環機能を維持し、及び増進するとともに、自然浄化能力の向上を図るため、上下流域の連携により森林を整備し、森林の水源かん養機能を確保すること。

#### 2 自然景観の保全に関する目標

- (1) 瀬戸内海の自然景観の核心的な地域は、その態様に応じて国立公園、国定公園、県立自然公園又は自然環境保全地域等として指定され、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として、適正に保全されていること。
- (2) 瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素であることにかんがみ、保安林、特別緑地保全地区等の制度の活用等により現状の緑を極力維持するのみならず、積極的にこれを育てる方向で適正に保護管理されていること。
- (3) 瀬戸内海において、海面と一体となり優れた景観を構成する自然海岸については、それが現状よりもできるだけ減少することのないよう適正に保全されていること。  
また、これまでに失われた自然海岸については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。
- (4) 海面及び海岸が清浄に保持され、景観を損傷するようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊し、あるいは海岸に漂着し、又は投棄されていないこと。
- (5) 瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然

記念物等の文化財が適正に保全されていること。

#### 第3 目標達成のため講ずる施策

計画の目標を実現するため、既に得られた知見と技術を最大限に活用し、現在残されている自然環境の保全、発生負荷の抑制等規制を中心とする保全型施策の充実に加え、これまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復させる施策の展開及び施策の実施に当たっての幅広い連携と参加の推進を基本的な考え方として、各種の施策の積極的な実施に努めるものとする。

本県における基本的な施策は、次のとおりとする。

##### 1 水質汚濁の防止

###### (1) 水質総量規制制度等の実施

本県の瀬戸内海の区域は、燧灘、伊予灘及び宇和海からなっており、水質環境基準の類型指定が現在化学的酸素要求量等については8水域、全窒素・全リンについては5水域で行われている。これら水域の環境基準点の平成18年度における水質は、健康項目については、100パーセント環境基準を達成している。一方、生活環境項目については、その代表的指標である化学的酸素要求量でみると、A類型の海域では1リットル当たり1.0ミリグラムから2.4ミリグラムまで、B類型の海域では1リットル当たり1.4ミリグラムから2.8ミリグラムまで、C類型の海域では1リットル当たり1.8ミリグラムから5.2ミリグラムまでであり、環境基準達成率はA類型78パーセント、B類型95パーセント、C類型100パーセント、類型計82パーセントである。また、富栄養化の主要な原因物質である窒素及びりんについてみると、本県では5海域すべてⅡ類型に指定しており、全窒素1リットル当たり0.14ミリグラムから0.24ミリグラムまで、全リン1リットル当たり0.021ミリグラムから0.026ミリグラムまでであり、環境基準達成率は、100パーセントである。環境基準が未達成のものについてはこれを達成させるためには積極的に汚濁負荷量の削減を図り、またこれが達成されているものについてはその状態を維持することが必要である。

特に、広域的閉鎖性水域である瀬戸内海については、関係区域内で発生する汚濁負荷量の総量を計画的に削減することが肝要であることから、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づき、水質総量規制制度が実施されている。

本県においては、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）（平成18年11月21日付け環境大臣通知）に定められた平成21年度における、化学的酸素要求量の削減目標量1日当たり63トンを実現するため、発生源別の削減目標量を、生活排水1日当たり15トン、産業排水1日当たり41トン、その他1日当たり7トン、窒素含有量の削減目標量1日当たり66トンを実現するため、発生源別の削減目標量を、生活排水1日当たり9トン、産業排水1日当たり9トン、その他1日当たり48トン、りん含有量の削減目標量1日当たり5.0トンを実現するため、発生源別の削減目標量を、1日当たり生活排水0.8トン、産業排水1日当たり0.6トン、その他1日当たり3.6トンとした化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（愛媛県）（平成19年6月愛媛県告示第1127号）を策定しており、この計画を積極的に実施していくとともに、計画されている各種施策の進捗状況及び瀬戸内海に流入する汚濁

負荷量の実態等の把握に努めるものとする。

これらの対策を推進するに当たっては、特に次の施策を総合的に講ずるものとする。

ア 生活排水については、第二次愛媛県全県域下水道化基本構想（平成16年3月策定）に基づき、市町と協力して、地域の実情等に応じ、下水道や農業・漁業集落排水施設、浄化槽等の生活排水処理施設及びし尿処理施設の整備を促進する。また、窒素及びりん等の除去性能の向上を含めた高度処理の導入に努め、汚濁負荷量の削減を図る。

イ 産業排水については、汚濁負荷量の削減のため、処理施設等の改善整備及び維持管理の適正化に努める。また、環境保全施設の整備促進を図るため、愛媛県環境保全資金融資制度等の積極的な活用を促進するものとする。

ウ 漁業に由来する汚濁負荷量を削減するため、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）、愛媛県魚類養殖管理要領（昭和53年2月4日制定）等に基づき、魚介類の養殖漁場の底質の悪化を通じて富栄養化が生じないよう漁場管理の適正化に努める。

また、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）、愛媛県環境保全型農業推進基本方針（平成6年3月28日制定）等に基づき、肥料の施用量の低減を図ること等により、環境保全型農業を推進する。

さらに、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、家畜排せつ物の利用の促進を図るための愛媛県計画（平成12年10月27日制定）等に基づき、畜産農家と耕種農家との連携による家畜排せつ物の農地還元を行うとともに、巡回指導等により適正な家畜排せつ物の処理施設の設置及び管理技術の指導に努める。

エ 河川等の直接浄化等を推進するとともに、微生物を用いた水質浄化システムの開発等自然環境が有する水質浄化機能の積極的な活用を図るものとする。また、底質の改善を推進する。さらに、砂浜、干潟・浅場及び藻場の造成、干潟及び藻場の保全等を必要に応じ行う。

オ 洗剤中のりんの削減及び使用量の適正化に努める。また、富栄養化防止に係る普及啓発を推進する。

カ 総合的な富栄養化対策の推進を図るため、窒素及びりんの海域における収支挙動及び流入実態の調査を行うとともに、汚水処理技術の開発に関する調査研究を推進し、その結果に基づき、必要な措置を検討するものとする。

また、本県の瀬戸内海の区域における赤潮は、平成18年度に9件発生しており、依然として漁業被害も懸念されているので、被害を未然に防止するため、漁場環境モニタリング調査指導事業により、国、県、漁協等の情報交換に基づく監視通報体制を強化するとともに、赤潮対策に関する調査研究を引き続き推進する。

#### (2) 有害化学物質等の規制及び把握等

本県においては、水質環境基準の健康項目については、全測定地点で環境基準を達成しており、今後も特定施設の設置等の許可制の適切な運用等により、水質環境基準の達成推進を図るものとする。

特に、ダイオキシン類についてはダイオキシン類対策特別

措置法（平成11年法律第105号）に基づく排出規制の推進、常時監視の実施による状況の把握により、水質環境基準の達成推進に努めるものとする。また、ダイオキシン類の分解技術研究についても積極的に推進するものとする。

有害性のある化学物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）に基づき、排出量の把握及び管理を促進するものとする。

さらに、有機スズ化合物、ノニルフェノール等の内分泌かく乱化学物質についても、汚染実態の把握を一層推進するものとする。

#### (3) 油等による汚染の防止

本県の瀬戸内海の区域には、重要港湾の三島川之江港、新居浜港、東予港、今治港、松山港及び宇和島港のほか、47の地方港湾がある。

石油コンビナート等特別防災区域には、松山地区、新居浜地区、菊間地区及び波方地区の4地区が指定されている。

また、来島海峡をはじめ本県の海域は、船舶の往来が多く、地形が複雑である。

このような状況を踏まえ、次の施策を講ずることにより、船舶廃油、船舶の事故等に起因する流出油等による海域の汚染の防止を図るものとする。

特に、油等による汚染については、1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約（平成7年条約第20号）及び2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書の規定に基づき策定された油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画（平成18年12月8日閣議決定）に基づき、油等汚染事件に伴う海域環境被害の防止又は回復のための措置が適切に実施できるよう地域の実情に応じた準備及び対応の施策を積極的に推進する。

#### ア 船舶及び陸上からの油等の排出防止等

船舶及び陸上からの油等の排出防止のため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）、港則法（昭和23年法律第174号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、水質汚濁防止法等の規定に基づく規制の徹底と監視取締りの強化を図る。

また、現在松山港、菊間港等に設置されている廃油処理施設の活用により、船舶廃油等の適正な処理を図る。

#### イ 事故による海洋汚染の未然防止

事故による海洋汚染を未然に防止するため、消防法（昭和23年法律第186号）及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく規制の徹底と指導監視の強化を図るとともに、本県及び関係市町の地域防災計画並びに愛媛県石油コンビナート等防災計画（昭和52年3月29日制定）による防災活動等の適切な運営を推進する。

また、船舶衝突事故等による油流出を防止するため、海上交通安全法（昭和47年法律第115号）、港則法等に基づく規制の徹底と指導取締りの強化を図るとともに、海上交通の安全のための施設の整備を促進する。

#### ウ 排出油等防除体制の整備

排出油等の流出拡大を防ぐため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及び石油コンビナート等災害防止法

に基づくオイルフェンス、薬剤等の備付義務の徹底を図るとともに、これら排出油等防除資機材等の整備に努める。

また、排出油等を速やかに回収するため、現在松山港及び菊間港に整備されている油回収船の積極的な活用を図るものとする。

さらに、大量の流出油等に対しては、海上災害防止センターの活用を図るほか、瀬戸内海中部海域排出油等防除計画（昭和53年3月30日付け海上保安庁長官通知）及び瀬戸内海東部海域排出油等防除計画（昭和53年3月30日付け海上保安庁長官通知）に基づき、迅速かつ的確な排出油等の防除のための措置の実施を図るとともに、各地区の排出油等防除協議会等を利用して関係相互の協力体制を整備し、防除活動等の適切な運営を促進する。

## エ 環境保全対策の充実

事故発生時における自然環境等の保全対象、保全方策等についての検討並びに環境への影響の少ない新たな油防除技術及び微生物を利用した環境修復技術の調査研究を推進するとともに、油等流出事故による自然環境等に及ぼす影響調査を実施し、事故後の回復状況を評価するため、平常時の自然環境等の観測データの蓄積に努めるものとする。

### (4) その他の措置

水質汚濁の防止のため、以上の施策のほか、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置等の許可及び水質汚濁防止法等の規定に基づく排水規制の適切な運用並びに生活排水対策の計画的推進により、水質環境基準の達成維持を図るものとする。

さらに、他の海域から入り込む魚介類や微生物等が、瀬戸内海の特性により、その水質、生態系、漁業資源等に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、これらに対して十分留意するよう努めるものとする。

## 2 自然景観の保全

### (1) 自然公園等の保全

本県の瀬戸内海の区域における自然景観の核心的地域としては、来島海峡を主要景観とする芸予諸島、忽那七島等が瀬戸内海国立公園に、宇和海南部のリアス式海岸、日振島、御五神島等が足摺宇和海国立公園に、それぞれ自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき指定されている。

また、佐田岬半島、宇和海北部のリアス式海岸、大島、黒島、佐島、高島等が、愛媛県県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）に基づく佐田岬半島宇和海県立自然公園に指定されている。

これらの自然公園については、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として、適正に保全されるよう関係法令に基づく規制の徹底と監視及び指導の強化を図るとともに、自然公園等環境美化推進事業等による清掃美化及び自然保護思想の普及啓発に努めるものとする。

また、公園事業の適切な執行により、憩いの場として、利用の促進を図るとともに、必要に応じて国立公園及び県立自然公園の区域等の見直しを進めるものとする。

さらに、国立公園等と密接な関連を有する地域についても、自然景観の保全に努め、県土が一つの自然公園とみなされるような地域づくりを進めるものとする。

### (2) 緑地等の保全

瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素である。

本県の島しょ部及び海岸部の植生は、あかまつ、くろまつ等の針葉樹、しい、かし等の照葉樹である。

特に、くろまつは白砂青松の景観を呈し、瀬戸内海のシンボリックな存在であるが、松林は、マツクイムシによる被害のため、減少している。

また、各種開発により、自然緑地も、減少してきている。

このため、新しい愛媛県林政計画（平成12年6月28日策定）に基づき、森づくりを推進するとともに、現状の緑を極力維持し、かつ、積極的にこれを育てるため、次のような施策を推進するものとする。

ア 良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょ部における林地の保全

良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょ部における林地を保全するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安林制度により、森林の機能を維持増進するとともに、林地開発許可制度により、林地の無秩序な開発の防止を図る。

また、採石法（昭和25年法律第291号）及び砂利採取法（昭和43年法律第74号）に基づく採取計画の認可並びに海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく海岸保全区域における行為の許可に際しては、緑地等の保全につき十分配慮し、採取跡地における緑化の確実な履行の確保に努めるものとする。

イ 沿岸都市地域における緑地の確保

松山市等における都市公園整備事業及び継続工実施中の三島川之江港、松山港、宇和島港等における港湾環境整備事業（緑地等施設）を積極的に促進するとともに、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく風致地区（現在15箇所、696ヘクタール指定済）等の指定を進め、その保全に努める。

なお、都市の緑地の適正な保全及び緑化の一層の推進を総合的かつ計画的に行うための方針である緑の基本計画の策定を推進するものとする。

ウ 健全な森林の保護育成のための事業等の実施

森林環境保全整備事業を積極的に推進するとともに、森林病虫害の防除対策を進め、さらには治山事業等を促進することにより、健全で快適な森林の保護育成に努め、森林構成の多様化を推進するものとする。

エ 緑地修景措置

開発等によりやむを得ず緑が損なわれる場合においては、本県の開発許可制度の技術基準（昭和46年制定）、大規模開発行為に関する指導要綱（昭和54年4月1日制定）又は開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日付け林野庁長官通知）等に基づいて公園、緑地等を確保させ、併せて植栽等を指導するなどして緑の修復に努めるものとする。

### (3) 史跡、名勝、天然記念物等の保全

瀬戸内海には、自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等が数多い。本県の区域で、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき指定されている史跡として能島城跡が、名勝として波止浜、志島ヶ原等が、天然記念物とし

て三崎のアコウがある。また、愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号）に基づいて指定されている史跡として甘崎城跡が、名勝として法王ヶ原、鹿島等が、天然記念物として鹿島のシカ、カブトガニ繁殖地等がある。

これら文化財は、できるだけ良好な状態で保存されるよう関係法令に基づく規制を徹底するとともに、保存修理、環境整備等の対策を積極的に進めるものとする。

また、水軍遺跡の調査等文化財の発掘調査、所在調査等を積極的に行うとともに、文化財の愛護思想の普及啓発に努めるものとする。

#### (4) 散乱ごみ、油等の除去

海上に浮遊するごみ、油等を回収するため、松山港及び三島川之江港に配備されている清掃船並びに松山港及び菊間港に配備されている油回収船を積極的に活用していくものとする。

さらに、海面、海浜等におけるごみ、油等の投棄を防止するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、港則法、海岸法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく規制の徹底及び監視取締りの強化を図るとともに、クリーン愛媛運動、海浜美化活動等の広報活動や清掃活動への住民参加の推進等を通じ、海面、海浜及び河川の美化意識の向上や清掃の実施に努めるものとする。

また、漂流ごみ、漂着ごみ及び海底ごみについては、平成18年に設置された瀬戸内海海ごみ対策検討会等により、発生抑制及び適正処理の推進に努めるものとする。

#### (5) その他の措置

自然景観の保全のため、以上の施策を推進するほか、開発等により自然海岸が減少し、海岸の景観が損なわれている場合もあることにかんがみ、これらの施策の実施に当たっては、景観の保全について十分配慮し、これまでに失われた自然海岸については、必要に応じ、その回復のための措置を講ずるよう努めるものとする。

また、平成8年12月17日の第26回瀬戸内海環境保全知事・市長会議で採択された「瀬戸内海景観宣言」により、国や関係府県市の相互協力の下、それぞれの地域の特性や個性を考慮しつつ、瀬戸内海のまとまりのある内海景観を保全し、及び創造していくものとする。

さらに、瀬戸内海各地に点在する漁港、段々畑、町並み等の自然景観と一体となって重層的にそれぞれの地域の個性を反映している人文的景観についても、適切に保全されるよう配慮するものとする。

### 3 浅海域の保全等

#### (1) 藻場及び干潟の保全等

第4回自然環境保全基礎調査における海域生物環境調査報告書（平成6年3月環境庁調査）によると、本県の平成5年度調査において、本県の沿岸海域には、約6,208ヘクタールの藻場があり、ガラモ場が1,431ヘクタール、アマモ場が1,778ヘクタール、その他の藻場が2,999ヘクタールとなっている。また、平成18年度瀬戸内海干潟実態調査報告書（平成19年3月環境省調査）によると、本県には加茂川河口等37箇所に、約781ヘクタールの干潟が存在している。

魚介類の産卵成育の場となっている藻場及び魚介類、鳥類等の生態系を維持する上で重要な役割を果たすとされている

干潟は、近年、各種開発の進展に伴い、次第に減少する傾向にある。

このため、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づき保護水面に指定されている松山市二神島地先水域、瀬戸内海漁業取締規則（昭和26年農林省令第62号）により藻場等ひき網漁業禁止区域に指定されている西宇和郡伊方町地先水域等22箇所の水域及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づき特別保護地区に指定されている南宇和郡愛南町鹿島の干潟においては、法令に基づく規制措置の適切な運用により、藻場及び干潟の保全を図るとともに、適宜これらの地域指定の見直しを行い、必要に応じ新たな指定又は指定区域の変更を行うものとする。

また、その他の藻場及び干潟についても、水質浄化や生物多様性の確保、環境教育・環境学習の場として重要な役割を果たしていることから、できるだけ保全するよう努めるとともに、これまでに失われた藻場及び干潟については、必要に応じ、その回復のための措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (2) 自然海浜の保全等

第4回自然環境保全基礎調査における海岸調査報告書（平成6年3月環境庁調査）によると、平成5年度調査において、本県の瀬戸内海の海岸線のうち、自然海岸は約42パーセント、半自然海岸は約26パーセント、人工海岸は約31パーセント、河口部は約1パーセントである。

これらの自然海岸及び半自然海岸のうち、海水浴場として、梅津寺（松山市）、唐子浜（今治市）等で年間推定約98万人の利用者があるほか、潮干狩場として、高須海岸（西条市）、岩松川河口（宇和島市）等があり、魚釣場として、県下の沿岸一帯で多くの場所が利用されている。

このように自然海浜は、海水浴場、潮干狩場、海辺の自然観察の場等の自然とのふれあいの場や地域住民の憩いの場として、年間を通じ、多くの人々に利用され、県民の健康で文化的な生活の確保に大きく寄与しているところであるが、近年これらの自然海浜が減少する傾向にあることから、できるだけその利用に好適な状態で保全されるよう、次の施策を講ずるものとする。

##### ア 規制の徹底並びに指導及び取締りの強化

自然海浜の保全のため、愛媛県自然海浜保全条例（昭和55年愛媛県条例第3号）に基づき、自然海浜保全地区（23地区）を指定しており、その監視及び指導に努めるものとする。

また、その他県下の貴重な自然海浜が自然公園法、都市計画法、都市公園法（昭和31年法律第79号）、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び森林法に基づく各種指定地区に指定されているので、これらの指定地域においては、それぞれ、当該法律に基づく適切な運用を図ることにより、自然海浜がその利用に好適な状態で保全されるよう努めるものとする。

##### イ 養浜等による海浜環境の整備

自然海浜の保全にとどまらず、積極的に自然とのふれあいの場等として海浜を整備するため、自然環境に配慮した海岸環境整備事業等を推進するものとする。

また、自然海浜を利用に好適な状態で保全するため、民間清掃作業を含め、海浜部の漂着ごみ等を対象とした清掃

事業を鋭意実施するものとする。

#### 4 海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮

海砂利採取については、自然環境への影響が懸念されており、環境問題発生のおそれがあること等から、平成14年度に県骨材対策委員会から出された検討結果を踏まえ、代替材の開発の見通しや入手方法及びその準備や体制を組む期間等を考慮して、3年間の猶予期間において、平成18年4月から採取禁止としており、今後も採取禁止を堅持するものとする。

また、海砂利採取による影響については、砂利採取にとどまらず、長期的な影響についても把握し、環境修復の可能性についても検討するとともに、海砂利に代わる骨材等の研究開発を鋭意促進するものとする。

#### 5 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮

本県の瀬戸内海の区域における埋立てについては、未利用地や既存施設の有効利用のほか、残土等の搬出抑制及び有効利用、廃棄物の発生抑制及び再利用等を通じた循環型社会の形成を推進することによって、極力その抑制に努めるものとする。

なお、やむを得ず公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認を行う場合であっても、瀬戸内海環境保全特別措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する同条第2項の基本方針に沿って、環境保全に十分配慮するものとする。

また、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）に基づく環境影響評価に当たっては、環境への影響の回避・低減を検討するとともに、必要に応じ適切な代償措置を検討するものとする。その際、地域住民の意見が適切に反映されるよう努めるものとする。

これらの検討に際しては、特に浅海域の藻場、干潟等は、一般に生物生産性が高く、底生生物及び魚介類の生息、海水浄化等に関し重要な場であることを考慮するものとする。

#### 6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保

瀬戸内海の環境保全を図るためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの転換を図り、廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用の促進、処理施設等の整備等の総合的施策を推進することにより、廃棄物としての要最終処分量の減少等を図ることが大切である。このため、次の施策を積極的に実施するものとする。

##### (1) 廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用の促進

循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の趣旨を踏まえた第2次えひめ循環型社会推進計画（平成17年3月制定）のほか愛媛県資源循環促進税条例（平成18年愛媛県条例第52号）等に基づき、廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用の促進、処理施設等の整備等の総合的施策を推進することにより、循環型社会システムの構築に努め、廃棄物の減量、資源化対策等を鋭意推進するとともに、最終処分量の減少等を図るものとする。

なお、併せて愛媛エコタウンプランや資源循環優良モデルの認定等環境ビジネスの育成を図るものとする。

##### (2) 処理施設等の整備

本県の関係区域の平成18年度末における一般廃棄物のごみ処理施設の整備状況は、ごみ焼却施設21箇所（処理能力1日当たり1,846トン）、粗大ごみ処理施設16箇所（処理能力1

日当たり323トン）、再利用施設（リサイクルプラザ・センター）6箇所（処理能力1日当たり93トン）となっており、現在、これらの施設により処理を行う一方、循環型社会形成推進交付金事業により、松山市、新居浜市、西条市及び上島町において施設の整備が進められているところである。

現在、周辺施設との集約化及び焼却炉の早期解体に努めているところであり、今後とも処理施設の整備等の総合的施策を推進するものとする。

また、産業廃棄物については、事業所及び処分業者に対する指導及び監視を徹底するとともに、愛媛県廃棄物処理計画（平成18年3月策定）に基づき、適正な処理体制の整備を図るものとする。

##### (3) 処分地の確保

本県の関係区域においては、一般廃棄物最終処分場が平成18年度末において、24箇所（残余容量944,000立方メートル）、産業廃棄物最終処分場が平成16年度末において、43箇所（残余容量8,836,000立方メートル）確保されており、廃棄物の量は減少傾向にあるものの、今後とも安全性の高い最終処分場を確保する必要がある。

このため、地域住民の理解の下、処分場の確保に努めるほか、循環型社会システムの構築に努め、最終処分量の減量化を促進するものとする。

なお、廃棄物の海面埋立処分によらざるを得ない場合においても、環境保全と廃棄物の適正な処理の両面に十分配慮し、このような観点から整合性を保った廃棄物処理計画及び埋立地の造成計画によって行うものとする。

#### 7 健全な水循環機能の維持・回復

健全な水循環機能の維持・回復を図るため、流域を単位とした関係者間の連携の強化に努めつつ、各地域で次の施策を実施する。

##### (1) 海域

海域と陸域との連続性に留意して、藻場、干潟、自然海岸等の浅海域の保全を推進するとともに、自然浄化能力の回復に資するよう、海岸環境整備事業等により、人工干潟等の適切な整備を図るものとする。

##### (2) 陸域

森林や農地の適切な維持管理、河川、湖沼等における自然浄化能力の維持及び回復、地下水の涵養、下水処理水の再利用等に努めるものとする。また、これらの施策の推進に当たっては、流域を単位とした関係者間の連携の強化に努めるものとする。

#### 8 失われた良好な環境の回復等

瀬戸内海にふさわしい多様な環境を確保するため、開発等に伴い既に失われた藻場、干潟、自然海岸等の良好な環境を回復させる施策の展開を図るものとする。

これらの施策の推進に当たっては、開発等に伴いつつ良好な自然環境が消失した地域を対象とすることを基本とし、国及び地方公共団体が先導的役割を果たしつつ、事業者、住民及び民間団体と連携した取組に努めるものとする。

なお、施策の実施に当たっては、計画的な取組に努めるものとする。

#### 9 島しょ部の環境の保全

本県には、199の島があり、これら島しょ部では、限られた



環境資源を利用した生活が営まれていることから、その環境保全は、住民や社会経済のあり方に直結する課題であることにかんがみ、環境容量の小さな島しょ部においては、特に環境保全の取組が重要であり、ほぼ全島で下水道施設が整備されている魚島や生名島等のように、今後とも環境保全施設の整備促進に努めるものとする。

10 下水道等の整備の促進

(1) 下水道の整備

瀬戸内海の水質保全を図る上で、生活排水に係る汚濁負荷量及び栄養塩類の削減対策としての下水道の整備は、極めて重要な施策である。

本県の関係区域における下水道は、平成18年度末において、松山中央浄化センター等11市4町の終末処理場が稼動しており、処理人口は641,000人、処理人口普及率は44.2パーセントと依然低水準の状況にある。

下水道の整備は、瀬戸内海の水質保全を図る上で特に重要かつ緊急を要する課題であるとの観点から、積極的に整備を促進するものとする。

このため、稼働中の15市町の区域拡張と併せて、事業実施中の砥部町の公共下水道事業についても、鋭意その整備を促進するとともに、計画中の町についても、できるだけ早期に事業着手し、その整備を推進するものとする。

下水道終末処理場については、維持管理の徹底等により排水水質の安定及び向上に努めるとともに、高度処理の導入を促進する。また、流域等が一体となった流域別下水道整備総合計画を策定し、水質保全に努めるものとする。

なお、合流式下水道については、越流水の現状把握に努めるとともに、改善を推進する。

公共下水道の整備状況（平成18年度末）

終末処理場 稼働中市町		終末処理場 未稼働町
松山市	四国中央市	砥部町
今治市	西予市	
宇和島市	東温市	
八幡浜市	上島町	
新居浜市	松前町	
西条市	内子町	
大洲市	伊方町	
伊予市		

(2) その他の生活排水処理施設の整備

下水道整備が当分の間見込めない地域や下水道整備予定区域外においては、生活排水対策として、浄化槽、農業集落排水施設等の整備が重要な施策である。

ア 浄化槽

関係区域における浄化槽については、浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業により、平成18年度末までに、11市6町で33,375基が整備されており、今後も、地域の特性を考慮し、事業を推進するものとする。

また、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び愛媛県浄化槽取扱指導要綱（昭和60年9月28日制定）に基づき、設置及び維持管理の指導を徹底するとともに、法定検査制度の適正運用に努めることとし、規模の大きな浄化槽については、必要に応じ、

窒素及びりん除去等高度処理浄化槽の設置を指導するものとする。

イ 農業集落排水施設等

農業集落排水施設、コミュニティプラント及び漁業集落排水施設については、平成18年度末までに81施設が整備されており、現在13施設の整備が進められている。今後も、地域の特性を考慮し、農業集落排水施設、コミュニティプラント、漁業集落排水施設等の整備を促進するとともに、必要に応じ、窒素及びりん除去等高度処理施設の設置を指導するものとする。

(3) し尿処理施設の整備

し尿処理施設については、平成18年度末において、18施設が整備されており、その処理能力は、1日当たり1,443キロリットルである。

下水道整備との関連を配慮して必要なし尿処理施設の整備を進めるとともに、施設の新設及び増改築に併せて、窒素及びりん除去性能の向上を含めた高度処理の積極的な導入を図るものとする。

11 海底及び河床の汚泥の除去等

瀬戸内海の水質汚濁の一因となる海底及び河床の底質については、必要に応じ、調査を実施しており、水銀、ポリ塩化ビフェニル等人の健康に有害な物質を含む汚泥の堆積による底質の悪化を防止するとともに、これらの物質につき、国が定めた除去基準を上回る底質の除去等の促進に努めるものとする。

また、有機汚泥の堆積等に起因する悪臭の発生、水質の悪化等生活環境に影響を及ぼす底質については、除去の際の周辺環境への影響等所要の調査研究を進めるとともに、必要に応じて、除去等の適正な措置を講ずるよう努めるものとする。

12 水質等の監視測定

瀬戸内海の水質保全対策の実効を期するには、公共用水域の環境基準の維持達成状況及び水質汚濁の発生源における排水基準の遵守状況を把握するため、水質等の監視測定が必要である。

このため、公共用水域については、平成18年度、水質汚濁に係る環境基準点として、海域129地点、河川42地点、湖沼6地点、合計177地点において、水質汚濁防止法による測定計画に基づき、関係機関の相互協力の下に、常時監視に努めているところであるが、今後とも、これら常時監視の拡充強化を図り、監視体制の整備に努めるものとする。

また、水質汚濁の発生源については、水質汚濁防止法及び愛媛県公害防止条例に基づき、工場又は事業場に対する排水基準の遵守、指導の徹底等に努めるとともに、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制制度の施行に伴い、指定地域内事業場における汚濁負荷量を的確に把握するための測定体制の充実を図るものとする。

さらに、工場、事業場等からの発生負荷量の管理業務や公共用水域の水質監視業務に伴うデータ整理及び解析機能の質的向上を図るものとする。

また、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、平成18年度は、海域11地点、湖沼1地点、河川12地点、地下水1地点の調査を実施し、県下の環境状況の把握に努めているところであり、今後とも常時監視の継続監視に努めるものとする。

13 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等



本県においては、愛媛県立衛生環境研究所を中心に、県の試験研究機関や大学等の関係機関の連携の下に、環境保全に関する調査研究や技術開発を進めており、特に微生物を活用した水質浄化システムの開発、ダイオキシン類分解技術の研究、藻場造成技術の開発研究、化学物質汚染の調査研究等新しい環境技術の調査研究を、関係機関と連携し、行っているところである。

今後とも、関係機関との情報交換や連携を図り、瀬戸内海における良好な環境を保全し、回復させるための調査研究及び技術の開発に努めるものとする。

さらに、瀬戸内海に関する環境情報、調査研究及び技術開発の成果等のデータベースを整備し、情報の共有化及び情報収集の効率化に努めるものとする。

14 環境保全思想の普及及び住民参加の推進

瀬戸内海の環境保全対策を推進するに当たっては、生活排水、廃棄物等も含めた総合的な対策が必要であり、その実効を期するためには、国、地方公共団体、事業者等がその責務を果たすことはもちろんのこと、瀬戸内海地域の住民、民間団体及び瀬戸内海を利用する人々の正しい理解と協力が不可欠である。

このため、県民に対して、各種の広報活動や県民参加型イベントを通じて、良好な生活環境の保全に関する意識の向上に努めるとともに、河川、海岸等へのごみの不法投棄防止、清掃美化活動等民間のボランティア活動などとの連携を図り、瀬戸内海の環境保全のための県民運動の推進に努めるものとする。

このため、社団法人瀬戸内海環境保全協会等の民間団体による環境ボランティアの養成等への取組の支援に努めるものとする。また、環境保全施策の策定に当たっては、パブリックコメントの実施等により、住民意見の反映に努めるものとする。

15 環境教育・環境学習の推進

瀬戸内海の環境保全に対する理解や環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を大切に思う心をはぐくむため、地域の自然及びそれと一体的な歴史的文化的要素を積極的に活用しつつ、国、地方公共団体、事業者及び民間団体の連携の下、環境教育・環境学習を推進するものとする。このため、海とのふれあいを確保し、その健全な利用を促進する施策の整備や理解促進のためのプログラム等の整備等に努めるものとする。

また、国立公園等を活用した自然観察会等地域の特性を生かした体験的学習機会の提供、ボランティア等の人材育成、民間団体の活動に対する支援等に努めるものとする。

16 情報提供及び広報の充実

住民参加、環境教育・環境学習、調査研究等を推進するため、多様な情報に関するデータベースの整備等により、広く情報を

提供するシステムの構築等を進めるとともに、ホームページ、広報誌等を通じて、瀬戸内海の環境の現状及び負荷量削減、廃棄物の排出抑制への取組等の広報に努め、せとうちネットの活用等により、情報の共有化を進めることとする。

17 広域的な連携の強化等

瀬戸内海は、13府県が関係する広域的な海域であることから、環境保全施策の推進のため、各地域間の広域的な連携の一層の強化を図るものとする。

健全な水循環機能の維持及び回復のための取組の推進、住民参加の推進及び環境教育・環境学習の充実を図るため、今後も、流域を単位とした関係者間の連携の強化を図るものとする。

さらに、瀬戸内海の自然的社会的条件から、環境保全のための施策の策定に当たっては、住民、事業者等の幅広い意見を調整し、施策に反映するための適切な仕組みの検討に努めるものとする。

また、瀬戸内海環境保全知事・市長会議等により、地方公共団体の環境保全の取組に対して相互に意見を述べる機会を設けること等により、一層の連携の強化を図るものとする。

18 海外の閉鎖性海域との連携

海外の閉鎖性海域における環境保全に関する取組との連携を強化し、瀬戸内海の環境保全の一層の推進を図るとともに、海外における取組に積極的に貢献するため、財団法人国際エメックスセンターの活用等により、閉鎖性海域に関する国際会議等の支援、積極的な参加、人的交流、情報の発信及び交換等に努めるものとする。

第4 施策の実施上必要な事項

1 施策の積極的推進

瀬戸内海の環境保全は、緊急かつ重要な国民的課題であることにかんがみ、この計画で定められた施策については、その積極的な推進を図るものとする。

2 施策の実施状況及びその効果の把握

瀬戸内海の環境保全を推進するためには、この計画で定められた施策が確実に実行されなければならない。

このため、計画した諸施策を強力に推進するとともに、施策の実施状況及び環境改善状況を的確に把握し、施策の効果的な実施を図るものとする。

3 計画推進のための関係機関との連絡調整

この計画は、国、県及び関係市町が一体となって、強力に推進していかなければ実効の上まらないものである。

このため、計画の実施に当たっては、関係機関との連絡を密にし、計画した諸施策の実施状況等について情報及び意見の交換等を行い、もってこの計画の円滑な推進を図るものとする。

○愛媛県告示第 865 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成20年 5月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3860191158	株式会社リブ	愛媛県松山市西長戸町961番地1松本ビル103号室	訪問看護	指定訪問看護ステーションリブ	愛媛県松山市西長戸町961番地1	平成20年4月1日
3870106899	医療法人財団尚温会	愛媛県伊予市八倉906-5	通所介護	医療法人財団尚温会デイサービスセンターほうゆー温泉	愛媛県松山市余戸東五丁目3-36グレースフォーユ-余戸1階	平成20年4月1日

3870106907	株式会社リブ	愛媛県松山市西長戸町96 1番地 1 松本ビル103号室	訪問介護	指定訪問介護ステーショ ンリブ	愛媛県松山市西長戸町96 1番地 1 松本ビル103号室	平成20年 4月 1日
3870106923	医療法人順風会	愛媛県松山市天山二丁目 3番30号	訪問介護	ヘルパーステーション高 砂	愛媛県松山市高砂町二丁 目 3番 1号	平成20年 4月 1日
3870106931	社会福祉法人道真会	愛媛県松山市富久町412 番地 1	短期入所生活介護	ショートステイハピネス 双葉	愛媛県松山市土居田町90 番地 1	平成20年 4月 1日
3870700626	医療法人忍風会	愛媛県大洲市徳森1512番 地 1	通所介護	大洲市老人デイサービス センター脇流苑	愛媛県大洲市脇川町宇和 川165番地 1	平成20年 4月 1日
3871400374	社会福祉法人宇和町社会 福祉施設協会	愛媛県西予市宇和町久枝 甲1434番地 1	通所介護	デイサービスセンター皆 楽園	愛媛県西予市三瓶町皆江 2598番地 1	平成20年 4月 1日
3871400382	社会福祉法人宇和町社会 福祉施設協会	愛媛県西予市宇和町久枝 甲1434番地 1	短期入所生活介護	短期入所生活介護事業所 皆楽園	愛媛県西予市三瓶町皆江 2598番地 1	平成20年 4月 1日
3873600492	株式会社フォースコーポ レーション	愛媛県喜多郡内子町内子 716番地	通所介護	デイサービスセンターや すらぎ	愛媛県喜多郡内子町内子 716番地	平成20年 4月 1日
3873600500	株式会社フォースコーポ レーション	愛媛県喜多郡内子町内子 716番地	通所介護	デイサービスセンターゆ うなぎ	愛媛県喜多郡内子町城廻 613 - 1	平成20年 4月 1日
3873600526	株式会社フォースコーポ レーション	愛媛県喜多郡内子町内子 716番地	訪問介護	訪問介護センターやすら ぎ	愛媛県喜多郡内子町内子 716番地	平成20年 4月 1日
3870501826	社会福祉法人はびねす福 祉会	愛媛県新居浜市若水町一 丁目 9番13号	短期入所生活介護	シニアリビング八雲ガー デン	愛媛県新居浜市八雲町 8 番24号	平成20年 4月 1日
3871300426	社会福祉法人心生会	愛媛県四国中央市三島金 子二丁目 5番23号	特定施設入居者生 活介護	ケアハウスオリーブ	愛媛県四国中央市三島金 子二丁目 5番23号	平成20年 4月 1日
3871000562	特定非営利活動法人和み	愛媛県伊予市上三谷甲35 77番地 1	訪問介護	ヘルパーステーション和 み	愛媛県伊予市上三谷甲35 77番地 1	平成20年 4月21日
3810111553	医療法人慶士会	愛媛県松山市小村町87番 地 6	通所リハビリテー ション	金澤整形外科	愛媛県松山市小村町87番 地 6	平成20年 4月26日

○愛媛県告示第 866 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第46条第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成20年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定居宅介護支 援事業者の開 設者名 又は 氏名	開設者の主たる 事務所の所在 地 又は 住 居地	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所		指定年月日
				名 称	所 在 地	
3870106873	株式会社はるか	愛媛県松山市堀江町甲76 6番地52	居宅介護支援	居宅介護支援いつき	愛媛県松山市堀江町甲76 6番地52	平成20年 4月 1日
3870106915	株式会社リブ	愛媛県松山市西長戸町96 1番地 1 松本ビル103号 室	居宅介護支援	指定居宅介護支援事業所 リブ	愛媛県松山市西長戸町96 1番地 1	平成20年 4月 1日
3873500841	社会福祉法人砥部寿会	愛媛県伊予郡砥部町大南 2267番地	居宅介護支援	指定居宅介護支援事業所 民家三角の家	愛媛県伊予郡砥部町三角 45番地 2	平成20年 4月 1日
3871400408	株式会社だんだん	愛媛県西予市野村町野村 12 - 532	居宅介護支援	居宅介護支援事業所だ んだん	愛媛県西予市野村町阿下 7号56 - 2番地	平成20年 4月 1日
3873600518	株式会社フォースコーポ レーション	愛媛県喜多郡内子町内子 716番地	居宅介護支援	居宅介護支援センターや すらぎ	愛媛県喜多郡内子町内子 716番地	平成20年 4月 1日
3870600958	有限会社弘祐会	愛媛県西条市丹原町寺尾 甲31番地 2	居宅介護支援	居宅介護支援事業所こ うゆう庵	愛媛県西条市丹原町寺尾 甲31番地 9	平成20年 4月 1日
3870106949	医療法人慶士会	愛媛県松山市小村町87番 地 6	居宅介護支援	金澤整形外科・居宅介護 支援事業所え・ば・ら	愛媛県松山市小村町90番 1	平成20年 4月26日

○愛媛県告示第 867 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成20年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる所在地 事務所は	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3860190168	医療法人同仁会	愛媛県松山市三番町四丁目11番7号	介護予防訪問看護	訪問看護ステーションあい	愛媛県松山市三番町四丁目11番10号	平成20年4月1日
3860191158	株式会社リブ	愛媛県松山市西長戸町961番地1松本ビル103号室	介護予防訪問看護	指定訪問看護ステーションリブ	愛媛県松山市西長戸町961番地1	平成20年4月1日
3870106899	医療法人財団尚温会	愛媛県伊予市八倉906-5	介護予防通所介護	医療法人財団尚温会デイサービスセンターほうゆう温泉	愛媛県松山市余戸東五丁目3-36グレースフォーユー余戸1階	平成20年4月1日
3870106907	株式会社リブ	愛媛県松山市西長戸町961番地1松本ビル103号室	介護予防訪問介護	指定訪問介護ステーションリブ	愛媛県松山市西長戸町961番地1松本ビル103号室	平成20年4月1日
3870106923	医療法人順風会	愛媛県松山市天山二丁目3番30号	介護予防訪問介護	ヘルパーステーション高砂	愛媛県松山市高砂町二丁目3番1号	平成20年4月1日
3870106931	社会福祉法人道真会	愛媛県松山市富久町412番地1	介護予防短期入所生活介護	ショートステイハピネス双葉	愛媛県松山市土居田町90番地1	平成20年4月1日
3873500858	ベストケア株式会社	愛媛県松山市北条辻610番地15	介護予防通所介護	ケアフィット松前	愛媛県伊予郡松前町北黒田242番地1号	平成20年4月1日
3870700626	医療法人怨風会	愛媛県大洲市徳森1512番地1	介護予防通所介護	大洲市老人デイサービスセンター脈流苑	愛媛県大洲市脈川町宇和川65番地1	平成20年4月1日
3871400374	社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会	愛媛県西予市宇和町久枝甲1434番地1	介護予防通所介護	デイサービスセンター皆楽園	愛媛県西予市三瓶町皆江2598番地1	平成20年4月1日
3871400382	社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会	愛媛県西予市宇和町久枝甲1434番地1	介護予防短期入所生活介護	短期入所生活介護事業所皆楽園	愛媛県西予市三瓶町皆江2598番地1	平成20年4月1日
3873600492	株式会社フォースコーポレーション	愛媛県喜多郡内子町内子716番地	介護予防通所介護	デイサービスセンターやすらぎ	愛媛県喜多郡内子町内子716番地	平成20年4月1日
3873600500	株式会社フォースコーポレーション	愛媛県喜多郡内子町内子716番地	介護予防通所介護	デイサービスセンターゆうなぎ	愛媛県喜多郡内子町城廻613-1	平成20年4月1日
3873600526	株式会社フォースコーポレーション	愛媛県喜多郡内子町内子716番地	介護予防訪問介護	訪問介護センターやすらぎ	愛媛県喜多郡内子町内子716番地	平成20年4月1日
3870501826	社会福祉法人はびねす福祉会	愛媛県新居浜市若水町一丁目9番13号	介護予防短期入所生活介護	シニアリビング八雲ガーデン	愛媛県新居浜市八雲町8番24号	平成20年4月1日
3871300426	社会福祉法人心生活会	愛媛県四国中央市三島金子二丁目5番23号	介護予防特定施設入居者生活介護	ケアハウスオリーブ	愛媛県四国中央市三島金子二丁目5番23号	平成20年4月1日
3810111553	医療法人慶士会	愛媛県松山市小村町87番地6	介護予防通所リハビリテーション	金澤整形外科	愛媛県松山市小村町87番地6	平成20年4月26日

○愛媛県告示第 868 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設を指定した。

平成20年5月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護老人福祉施設の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる所在地 事務所は	サービスの種類	指定介護老人福祉施設		指定年月日
				名称	所在地	
3871400390	社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会	愛媛県西予市宇和町久枝甲1434番地1	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム皆楽園	愛媛県西予市三瓶町皆江2598番地1	平成20年4月1日

○愛媛県告示第 869 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成20年5月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる所在地 事務所は	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称		所在地	
				変更前	変更後		
3870106345	株式会社中川メディカル	愛媛県松山市南梅本町甲58番地	特定施設入居者生活介護	シニアハウスうめの小町	有料老人ホームうめの小町	愛媛県松山市南梅本町甲50番地2	平成20年4月1日

3873200913	社会福祉法人上島町社会福祉協議会	愛媛県越智郡上島町生名2133番地3	通所介護	生名通所介護事業所	上島町社協生名通所介護事業所	愛媛県越智郡上島町生名2133番地3	平成20年4月1日
3874000429	社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城2139	訪問介護	愛南町社協御荘訪問介護事業所西海出張所	愛南町社協御荘訪問介護事業所内海出張所	愛媛県南宇和郡愛南町櫻月212番地1	平成20年4月1日
3870102294	株式会社ケアサポートまごころ	愛媛県松山市古三津二丁目10番1号	訪問介護	有限会社ケアサポートまごころ	株式会社ケアサポートまごころ	愛媛県松山市古三津二丁目10番1号	平成20年4月1日
3873200921	社会福祉法人上島町社会福祉協議会	愛媛県越智郡上島町生名2133番地3	通所介護	岩城通所介護事業所	上島町社協岩城通所介護事業所	愛媛県越智郡上島町岩城2239番地	平成20年4月1日

○愛媛県告示第 870 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年 5月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3874000429	社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城2139	訪問介護	愛南町社協御荘訪問介護事業所内海出張所	愛媛県南宇和郡愛南町櫻月212番地1	愛媛県南宇和郡愛南町柏434番地1	平成20年4月1日
3861290926	有限会社アシストジャパン	愛媛県松山市久米窪田町1164番地3	訪問看護	アシストジャパン訪問看護ステーション東予	愛媛県西条市石田272番地1	愛媛県西条市大町字御舟川539番地1	平成20年4月21日

○愛媛県告示第 871 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年 5月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所				届出年月日
				変更前		変更後		
				名称	所在地	名称	所在地	
3873200897	社会福祉法人上島町社会福祉協議会	愛媛県越智郡上島町生名2133番地3	訪問介護	岩城訪問介護事業所	愛媛県越智郡上島町岩城2239番地	上島町社協訪問介護事業所	愛媛県越智郡上島町生名2133番地3	平成20年4月1日

○愛媛県告示第 872 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成20年 5月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所			届出年月日
				名称		所在地	
				変更前	変更後		
3870106428	株式会社ケアサポートまごころ	愛媛県松山市古三津二丁目10番1号	居宅介護支援	有限会社ケアサポートまごころ	株式会社ケアサポートまごころ	愛媛県松山市立花六丁目2番7号	平成20年4月1日

○愛媛県告示第 873 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年 5月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定居宅介護支援 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は 所在地	サービス の種類	指定居宅介護支援事業所			届出 年月日
				名 称	所 在 地		
					変 更 前	変 更 後	
3870103987	有限会社アシストジャパン	愛媛県松山市久米窪田町 1164番地3	居宅介護 支援	アシストジャパン松山	愛媛県松山市久米窪 田町1164番地3	愛媛県松山市南高井 町1817番地1	平成20年 4月1日

○愛媛県告示第 874 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定居宅介護支援 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は 所在地	サービス の種類	指定居宅介護支援事業所				届出 年月日
				変 更 前		変 更 後		
				名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
3873200855	社会福祉法人上島町社会福祉協議会	愛媛県越智郡上島町生名 2133番地3	居宅介護 支援	岩城居宅介護支援 事業所	愛媛県越智郡上島 町岩城2239番地	上島町社協居宅介 護支援事業所	愛媛県越智郡上島 町生名2133番地3	平成20年 4月1日

○愛媛県告示第 875 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成20年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定介護予防サービス 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は 所在地	サービス の種類	指定介護予防サービス事業所			届出 年月日
				名 称	所 在 地		
					変 更 前	変 更 後	
3870106345	株式会社中川メディカル	愛媛県松山市南梅本町甲 58番地	介護予防 特定施設 入居者生 活介護	シニアハウスうめの 小町	有料老人ホームうめ の小町	愛媛県松山市南梅本町 甲50番地2	平成20年 4月1日
3873200913	社会福祉法人上島町社会福祉協議会	愛媛県越智郡上島町生名 2133番地3	介護予防 通所介護	生名通所介護事業所	上島町社協生名通所 介護事業所	愛媛県越智郡上島町生 名2133番地3	平成20年 4月1日
3873200921	社会福祉法人上島町社会福祉協議会	愛媛県越智郡上島町生名 2133番地3	介護予防 通所介護	岩城通所介護事業所	上島町社協岩城通所 介護事業所	愛媛県越智郡上島町岩 城2239番地	平成20年 4月1日
3874000429	社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	愛媛県南宇和郡愛南町御 荘平城2139	介護予防 訪問介護	愛南町社協御荘訪問 介護事業所西海出張 所	愛南町社協御荘訪問 介護事業所内海出張 所	愛媛県南宇和郡愛南町 櫻月212番地1	平成20年 4月1日
3870102294	株式会社ケアサポートま ごころ	愛媛県松山市古三津二丁 目10番1号	介護予防 訪問介護	有限会社ケアサポ ートまごころ	株式会社ケアサポ ートまごころ	愛媛県松山市古三津二 丁目10番1号	平成20年 4月1日

○愛媛県告示第 876 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定介護予防サービス 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は 所在地	サービス の種類	指定介護予防サービス事業所			届出 年月日
				名 称	所 在 地		
					変 更 前	変 更 後	
3861290926	有限会社アシストジャパン	愛媛県松山市久米窪田町 1164番地3	介護予防 訪問看護	アシストジャパン訪問 看護ステーション東予	愛媛県西条市石田27 2番地1	愛媛県西条市大町字 御舟川539番地1	平成20年 4月21日
3874000429	社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	愛媛県南宇和郡愛南町御 荘平城2139	介護予防 訪問介護	愛南町社協御荘訪問 介護事業所内海出張 所	愛媛県南宇和郡愛南 町櫻月212番地1	愛媛県南宇和郡愛南 町柏434番地1	平成20年 4月1日

○愛媛県告示第 877 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定介護予防サービス 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所の所在地 又は住所	サービス の種類	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所				届 出 年 月 日
				変 更 前		変 更 後		
				名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
3873200897	社会福祉法人上島町 社会福祉協議会	愛媛県越智郡上島町 生名2133番地3	介護予防 訪問介護	岩城訪問介護事業 所	愛媛県越智郡上島 町岩城2239番地	上島町社協訪問介 護事業所	愛媛県越智郡上島 町生名2133番地3	平成20年 4月1日

○愛媛県告示第 878 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成20年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定居宅サービス 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所の所在地 又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービス事業所		届出年月日
				名 称	所 在 地	
3810118517	医療法人山本整形外科	愛媛県松山市内宮町533 番地4	短期入所療養介護	山本整形外科	愛媛県松山市内宮町533 番地4	平成18年7月1日
3860190770	ケーピーシー・トータル サービス株式会社	愛媛県松山市一番町1 - 1 - 3	訪問看護	訪問看護ステーション愛 媛の里	愛媛県松山市一番町1 - 1 - 3	平成20年3月31日
3860490865	社会福祉法人白寿会	愛媛県松山市天山二丁目 4番17号	訪問看護	訪問看護ステーション西 安	愛媛県八幡浜市大平1番 耕地870番地2	平成20年3月31日
3870101825	特定非営利活動法人ワー カースコレクティブとも	愛媛県松山市岩崎町2 - 8 - 17	訪問介護	岩崎ともの家	愛媛県松山市岩崎町2 - 8 - 17	平成20年3月31日
3870101825	特定非営利活動法人ワー カースコレクティブとも	愛媛県松山市岩崎町2 - 8 - 17	通所介護	岩崎ともの家	愛媛県松山市岩崎町2 - 8 - 17	平成20年3月31日
3870101916	特定非営利活動法人ワー カースコレクティブとも	愛媛県松山市溝辺町甲94	訪問入浴介護	溝辺ともの家	愛媛県松山市溝辺町甲11 9 - 1	平成20年3月31日
3870102013	生活協同組合コープえひ め	愛媛県松山市朝生田町三 丁目1番12号	福祉用具貸与	コープえひめ福祉用具貸 与事業所松山	愛媛県松山市朝生田町三 丁目1番12号	平成20年3月31日
3870102013	生活協同組合コープえひ め	愛媛県松山市朝生田町三 丁目1番12号	特定福祉用具販売	コープえひめ福祉用具貸 与事業所松山	愛媛県松山市朝生田町三 丁目1番12号	平成20年3月31日
3870400615	社会福祉法人八幡浜市社 会福祉協議会	愛媛県八幡浜市松柏乙11 01番地八幡浜市保健福祉 総合センター2階	訪問介護	湯島の里介護事業所	愛媛県八幡浜市五反田1 番耕地806番地	平成20年3月31日
3870700485	大洲市	愛媛県大洲市大洲690 - 1	通所介護	大洲市指定通所介護事業 所脇流苑	愛媛県大洲市脇川町宇和 川65番地	平成20年3月31日
3870800095	社会福祉法人愛美会	愛媛県四国中央市上分町 8 - 2	訪問介護	ヘルパーステーション虹 の里	愛媛県四国中央市上分町 8 - 73	平成20年3月31日
3871400119	社会福祉法人西予市社会 福祉協議会	愛媛県西予市野村町野村 12号15番地	訪問入浴介護	社会福祉法人西予市社会 福祉協議会三瓶支所訪問 入浴介護事業所	愛媛県西予市三瓶町朝立 1番耕地360番地1西予 市三瓶保健福祉総合セン ター	平成20年3月31日
3871400325	社会福祉法人西予市社会 福祉協議会	愛媛県西予市野村町野村 12号15番地	通所介護	西予市三瓶デイサービス センター	愛媛県西予市三瓶町朝立 1番耕地360番地1	平成20年3月31日
3873200343	社会福祉法人藤寿会	高知県南国市大そね乙10 72番地1	訪問入浴介護	指定訪問入浴介護事業所 椿号	愛媛県今治市玉川町畑寺 甲15番地1	平成20年3月31日
3873200871	社会福祉法人上島町社会 福祉協議会	愛媛県越智郡上島町岩城 2239番地上島町岩城高齢 者生活福祉センター	訪問介護	弓削訪問介護事業所	愛媛県越智郡上島町弓削 上弓削218番地の2上島 町弓削福祉センター	平成20年3月31日
3873200889	社会福祉法人上島町社会 福祉協議会	愛媛県越智郡上島町岩城 2239番地上島町岩城高齢 者生活福祉センター	訪問介護	生名訪問介護事業所	愛媛県越智郡上島町生名 2133番地の3上島町生名 老人デイサービスセンタ ー内	平成20年3月31日
3873500254	東洋殖産株式会社	愛媛県伊予郡松前町筒井 1515	福祉用具貸与	東洋殖産株式会社	愛媛県伊予郡松前町筒井 1515	平成20年3月31日
3873500254	東洋殖産株式会社	愛媛県伊予郡松前町筒井 1515	特定福祉用具販売	東洋殖産株式会社	愛媛県伊予郡松前町筒井 1515	平成20年3月31日
3873600237	森本建設株式会社	愛媛県喜多郡内子町内子 575番地	訪問介護	訪問介護センターやすら ぎ	愛媛県喜多郡内子町内子 716番地	平成20年3月31日
3873600245	森本建設株式会社	愛媛県喜多郡内子町内子 575番地	通所介護	デイサービスセンターやす らぎ	愛媛県喜多郡内子町内子 716番地	平成20年3月31日
3873600344	森本建設株式会社	愛媛県喜多郡内子町内子 575番地	通所介護	デイサービスセンターゆ うなぎ	愛媛県喜多郡内子町城廻 613番地1	平成20年3月31日

3874000411	社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	愛媛県南宇和郡愛南町御社平城2139	訪問介護	愛南町社協内海訪問介護事業所	愛媛県南宇和郡愛南町柏434番地1内海保健センター内	平成20年3月31日
3870301086	株式会社ケアドリーミー	愛媛県宇和島市丸穂町四丁目2番24号	訪問介護	訪問介護そよかぜ	愛媛県宇和島市丸穂町四丁目2番24-305号	平成20年4月1日
3870600412	有限会社寺町電器商会	愛媛県西条市大町1578番地の2	福祉用具貸与	有限会社寺町電器商会	愛媛県西条市大町1578番地の2	平成20年4月14日

○愛媛県告示第 879 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成20年5月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅介護支援事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3810112312	医療法人渡辺泌尿器科内科	愛媛県松山市山越町445番地1	居宅介護支援	渡辺泌尿器科内科	愛媛県松山市山越町445番地1	平成20年3月31日
3810128615	医療法人千寿会	愛媛県松山市道後姫塚21-21	居宅介護支援	医療法人千寿会道後温泉病院	愛媛県松山市道後姫塚21-21	平成20年3月31日
3870101916	特定非営利活動法人ワークスコレクティブとも	愛媛県松山市溝辺町甲94	居宅介護支援	溝辺ともの家	愛媛県松山市溝辺町甲119-1	平成20年3月31日
3870501040	有限会社デイサービスセンターふれんど	愛媛県新居浜市秋生2896番地2	居宅介護支援	指定居宅介護支援事業所ふれんど	愛媛県新居浜市秋生2896番地2	平成20年3月31日
3871400218	社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会	愛媛県西予市宇和町久枝甲1434番地1	居宅介護支援	あんしんの家	愛媛県西予市宇和町新城1072番地	平成20年3月31日
3873200848	社会福祉法人上島町社会福祉協議会	愛媛県越智郡上島町岩城2239番地上島町岩城高齢者生活福祉センター	居宅介護支援	弓削居宅介護支援事業所	愛媛県越智郡上島町弓削上弓削218番地の2上島町弓削福祉センター	平成20年3月31日
3873500015	有限会社ミネケアシテム	愛媛県伊予郡松前町出作240-6	居宅介護支援	ミネケアシテム居宅介護支援事業所	愛媛県伊予郡松前町出作240-6	平成20年3月31日
3873600260	森本建設株式会社	愛媛県喜多郡内子町内子575番地	居宅介護支援	居宅介護支援センターやすらぎ	愛媛県喜多郡内子町内子716番地	平成20年3月31日
3873800050	社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会	愛媛県西予市宇和町卯之町1434番地1	居宅介護支援	居宅介護支援事業所福祉の里	愛媛県西予市宇和町久枝1442-1	平成20年3月31日
3873800068	社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会	愛媛県西予市宇和町久枝1434番地1	居宅介護支援	游の里デイサービスセンター	愛媛県西予市宇和町明間6125	平成20年3月31日

○愛媛県告示第 880 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービスを廃止した旨の届出があった。

平成20年5月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定介護予防サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3860490865	社会福祉法人白寿会	愛媛県松山市天山二丁目4番17号	介護予防訪問看護	訪問看護ステーション西安	愛媛県八幡浜市大平1番耕地870番地2	平成20年3月31日
3870102013	生活協同組合コープえひめ	愛媛県松山市朝生田町三丁目1番12号	介護予防福祉用具貸与	コープえひめ福祉用具貸与事業所松山	愛媛県松山市朝生田町三丁目1番12号	平成20年3月31日
3870102013	生活協同組合コープえひめ	愛媛県松山市朝生田町三丁目1番12号	特定介護予防福祉用具販売	コープえひめ福祉用具貸与事業所松山	愛媛県松山市朝生田町三丁目1番12号	平成20年3月31日
3870400615	社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会	愛媛県八幡浜市松柏乙1101番地八幡浜市保健福祉総合センター2階	介護予防訪問介護	湯島の里介護事業所	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地806番地	平成20年3月31日
3870700485	大洲市	愛媛県大洲市大洲690-1	介護予防通所介護	大洲市指定通所介護事業所脈流苑	愛媛県大洲市肱川町宇和川65番地	平成20年3月31日
3871400325	社会福祉法人西予市社会福祉協議会	愛媛県西予市野村町野村12号15番地	介護予防通所介護	西予市三瓶デイサービスセンター	愛媛県西予市三瓶町朝立1番耕地360番地1	平成20年3月31日



3873200343	社会福祉法人藤寿会	高知県南国市大そね乙10番地1	介護予防訪問入浴介護	指定訪問入浴介護事業所 番号	愛媛県今治市玉川町畑寺甲15-1	平成20年3月31日
3873200871	社会福祉法人上島町社会福祉協議会	愛媛県越智郡上島町岩城2239番地上島町岩城高齢者生活福祉センター	介護予防訪問介護	弓削訪問介護事業所	愛媛県越智郡上島町弓削上弓削218番地の2上島町弓削福祉センター	平成20年3月31日
3873200889	社会福祉法人上島町社会福祉協議会	愛媛県越智郡上島町岩城2239番地上島町岩城高齢者生活福祉センター	介護予防訪問介護	生名訪問介護事業所	愛媛県越智郡上島町生名2133番地の3上島町生名老人デイサービスセンター内	平成20年3月31日
3873500254	東洋殖産株式会社	愛媛県伊予郡松前町筒井1515	介護予防福祉用具貸与	東洋殖産株式会社	愛媛県伊予郡松前町筒井1515	平成20年3月31日
3873500254	東洋殖産株式会社	愛媛県伊予郡松前町筒井1515	特定介護予防福祉用具販売	東洋殖産株式会社	愛媛県伊予郡松前町筒井1515	平成20年3月31日
3873600237	森本建設株式会社	愛媛県喜多郡内子町内子575番地	介護予防訪問介護	訪問介護センターやすらぎ	愛媛県喜多郡内子町内子716番地	平成20年3月31日
3873600245	森本建設株式会社	愛媛県喜多郡内子町内子575番地	介護予防通所介護	デイサービスセンターやすらぎ	愛媛県喜多郡内子町内子716番地	平成20年3月31日
3874000411	社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城2139	介護予防訪問介護	愛南町社協内海訪問介護事業所	愛媛県南宇和郡愛南町柏434番地1内海保健センター内	平成20年3月31日
3870301086	株式会社ケアドリーミー	愛媛県宇和島市丸穂町四丁目2番24号	介護予防訪問介護	訪問介護そよかぜ	愛媛県宇和島市丸穂町四丁目2番24-305号	平成20年4月1日
3810118517	医療法人山本整形外科	愛媛県松山市内宮町533番地4	介護予防短期入所療養介護	山本整形外科	愛媛県松山市内宮町533番地4	平成18年7月1日

○愛媛県告示第 881 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成20年5月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	辞退に係る指定介護療養型医療施設		届出年月日
				名称	所在地	
3810111322	医療法人和仁会	愛媛県松山市井門町574番地1	介護療養型医療施設	医療法人和仁会門田内科循環器科医院	愛媛県松山市井門町574番地1	平成20年3月31日
3810310502	宇和島市	愛媛県宇和島市曙町1（宇和島郵便局私書箱第19号）	介護療養型医療施設	宇和島市立吉田病院	愛媛県宇和島市吉田町北小路甲217番地	平成20年3月31日
3811310014	四国中央市	愛媛県四国中央市三島宮川四丁目6番55号	介護療養型医療施設	四国中央市国民健康保険新宮診療所	愛媛県四国中央市新宮町新宮50番地	平成20年3月31日

○愛媛県告示第 882 号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の4第2項の規定により、次のとおり指定調査機関の住所及び事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

平成20年5月30日

愛媛県知事 加戸守行

指定調査機関の名称	指定調査機関の住所		調査事務を行う事務所の所在地		変更年月日
	変更前	変更後	変更前	変更後	
特定非営利活動法人JM A C S	愛媛県松山市三番町六丁目5番地19扶桑ビル2階	愛媛県松山市千舟町六丁目1番地3チフネビル501	愛媛県松山市三番町六丁目5番地19扶桑ビル2階	愛媛県松山市千舟町六丁目1番地3チフネビル501	平成20年5月1日

○愛媛県告示第 883 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、伊予市宮下、下三谷、下吾川、中山町佐礼谷及び双海町高岸地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成20年5月30日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（農業用道路整備事業・伊予山海地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間  
平成20年6月2日から6月27日まで
- 縦覧場所  
伊予市役所、伊予市役所中山地域事務所及び伊予市役所双海地域事務所

## ○愛媛県告示第 884 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条の 3 第 1 項の規定により、伊予市宮下、上三谷、上吾川、三秋及び稲荷地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成20年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・伊予山海地区）変更計画書の写し

## 2 縦覧期間

平成20年 6月 2 日から 6月27日まで

## 3 縦覧場所

伊予市役所

## ○愛媛県告示第 885 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1(1) 保安林の所在場所

新居浜市大生院字貴船谷2099の 1、字中尾成2102の 2、2102の 3

## (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字貴船谷2099の 1・字中尾成2102の 2・2102の 3（以上 3筆について、次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

## 2(1) 保安林の所在場所

西条市大浜字田ノ上6285の 2

## (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字田ノ上6285の 2（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

## 3(1) 保安林の所在場所

西条市飯岡字前坂2983

## (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字前坂2983（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## ○愛媛県告示第 886 号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成20年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 解除予定保安林の所在場所

新居浜市大永山字鶴嘴 339 の 1（次の図に示す部分に限る。）、339 の 28、339 の 29

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び新居浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## ○愛媛県告示第 887 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第63号第 1 項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道事業北条公共下水道（松山市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成20年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 事業施行期間

昭和33年10月15日

平成26年 3月31日

## 2 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

変更なし

## ○愛媛県告示第 888 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第63号第 1 項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道事業松山公共下水道（松山市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成20年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業施行期間

昭和33年10月15日

平成26年 3月31日

2 事業地

(1) 収用の部分

ア 追加する部分

(西部排水区)

三杉町の一部

(北部排水区)

堀江町の一部

イ 削除する部分

なし

(2) 使用の部分

変更なし

○愛媛県告示第 889 号

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第63号第 1 項の規定に基づき、久万都市計画下水道事業久万公共下水道(久万高原町施行)の事業計画の変更を次のように認可した。

平成20年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業施行期間

平成 7年10月 4日

平成26年 3月31日

2 事業地

(1) 収用の部分

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

なし

(2) 使用の部分

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

愛媛県上浮穴郡久万高原町久万の一部

○愛媛県告示第 890 号

土地改良法(昭和24年法律第 195 号)第18条第16項の規定により、小松町第六土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 5月30日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	真 鍋 猛	西条市小松町新屋敷甲754番地 2
"	玉 井 駒 喜	西条市小松町新屋敷甲1881番地
"	藤 井 喜代治	西条市小松町新屋敷甲1838番地第 1
"	近 藤 勝 博	西条市小松町新屋敷甲2625番地 3
"	渡 部 一 太郎	西条市小松町新屋敷甲2640番地 1

"	高 井 千 裕	西条市小松町新屋敷甲2216番地
"	尾 上 政 利	西条市小松町新屋敷甲1372番地
"	今 井 武 志	西条市小松町南川甲252番地第 2
"	渡 部 長 子	西条市小松町新屋敷乙60番地83
"	能 瀬 瞳	西条市小松町新屋敷乙65番地 5
"	日 野 公 文	西条市小松町新屋敷甲1677番地 2
"	戸 田 初 恵	西条市小松町北川144番地 1
監 事	北 田 旨 尚	西条市小松町新屋敷甲2999番地 6
"	平 井 健 詞	西条市小松町新屋敷甲675番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	近 藤 昭	西条市小松町新屋敷甲2694番地 3
"	真 鍋 猛	西条市小松町新屋敷甲754番地 2
"	藤 井 喜代治	西条市小松町新屋敷甲1838番地第 1
"	野 村 頼 夫	西条市小松町北川391番地 1
"	佐 伯 輝 文	西条市小松町南川甲32番地
"	高 井 千 裕	西条市小松町新屋敷甲2216番地
"	尾 上 和 虎	西条市小松町新屋敷甲1880番地
"	玉 井 駒 喜	西条市小松町新屋敷甲1881番地
"	渡 部 長 子	西条市小松町新屋敷乙60番地83
"	曾我部 修	西条市小松町新屋敷乙60番地 3
"	真 鍋 忠 夫	西条市小松町新屋敷甲2682番地
"	隅 田 英次郎	西条市樋之口216番地 6
監 事	伊 藤 信 博	西条市小松町新屋敷甲523番地 3
"	桑 原 拓 司	西条市小松町新屋敷甲2120番地 2

○愛媛県告示第 891 号

土地改良法(昭和24年法律第 195 号)第18条第16項の規定により、西条市下島山土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 5月30日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	西 原 功	西条市下島山甲662番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	浅 野 巧	西条市下島山甲708番地

○愛媛県告示第 892 号

土地改良法(昭和24年法律第 195 号)第18条第16項の規定により、新居浜市吉岡泉土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 5月30日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	橋本 憬 範	新居浜市郷 5 - 8 - 36
"	塩見 政 雄	新居浜市郷 3 - 15 - 14
"	真木 克 哲	新居浜市郷 4 - 12 - 14
"	小野 洋 司	新居浜市郷 2 - 5 - 28
"	渡辺 剛 光	新居浜市神郷 2 - 1 - 21
"	高橋 昭 進	新居浜市宇高町 1 - 7 - 23
"	高橋 勇	新居浜市宇高町 2 - 5 - 33
"	近藤 國 廣	新居浜市宇高町 1 - 16 - 16
"	長尾 重 宏	新居浜市宇高町 2 - 12 - 13
"	伊藤 元 一	新居浜市田の上 1 - 16 - 14
"	福西 一 人	新居浜市田の上 1 - 13 - 5
"	石井 俊 一	新居浜市八幡 3 - 4 - 13
"	小野 厚	新居浜市沢津町 2 - 2 - 17
"	小野 彪	新居浜市沢津町 2 - 7 - 38
"	横井 平 和	新居浜市沢津町 2 - 9 - 38
"	小野 和 男	新居浜市沢津町 3 - 6 - 18
監事	碓井 信 雄	新居浜市松神子 2 - 7 - 35
"	岡田 雅 夫	新居浜市宇高町 2 - 9 - 33
"	白旗 愛 一	新居浜市清水町 10 - 23

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	藤田 進	新居浜市郷 4 - 6 - 6
"	渡辺 正 夫	新居浜市郷 4 - 10 - 37
"	相坂 広 秋	新居浜市郷 3 - 13 - 44
"	山本 貞 雄	新居浜市神郷 2 - 5 - 14
"	小野 久 男	新居浜市落神 5 - 10
"	近藤 國 廣	新居浜市宇高町 1 - 16 - 16
"	高橋 勇	新居浜市宇高町 2 - 5 - 33
"	岡田 雅 夫	新居浜市宇高町 2 - 9 - 33
"	長尾 重 宏	新居浜市宇高町 2 - 12 - 13
"	岩崎 靖	新居浜市田の上 2 - 11 - 42
"	岩崎 俊 逸	新居浜市田の上 4 - 9 - 6
"	石井 俊 一	新居浜市八幡 3 - 4 - 13
"	小野 厚	新居浜市沢津町 2 - 2 - 17
"	小野 彪	新居浜市沢津町 2 - 7 - 38
"	横井 平 和	新居浜市沢津町 2 - 9 - 38
"	小野 和 男	新居浜市沢津町 3 - 6 - 18
監事	白旗 愛 一	新居浜市清水町 10 - 23
"	柴田 澄 夫	新居浜市郷 4 - 9 - 45
"	永易 敏 夫	新居浜市高田 1 - 6 - 16

○愛媛県告示第 893 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、新居浜市洪水土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 5月30日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	小野 光 廣	新居浜市吉岡町 13 - 32
"	石川 雄 三	新居浜市宮原町 8 - 34
"	高橋 征 三	新居浜市星原町 13 - 16
"	久保 慶 朝	新居浜市星原町 4 - 17
"	神野 晁 一	新居浜市本郷二丁目 6 - 8
"	土岐 清	新居浜市横水町 13 - 17
"	坂本 茂 久	新居浜市滝の宮町 4 - 13
"	青木 忠 好	新居浜市久保田町三丁目 2 - 15
"	高橋 文二郎	新居浜市西町 3 - 9
"	白石 治 郎	新居浜市徳常町 4 - 38
監事	山内 孝 之	新居浜市久保田町三丁目 3 - 16
"	杉本 馨	新居浜市北内町四丁目 6 - 27
"	源代 富 一	新居浜市中須賀町一丁目 4 - 21

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	小野 光 廣	新居浜市吉岡町 13 - 32
"	石川 雄 三	新居浜市宮原町 8 - 34
"	高橋 征 三	新居浜市星原町 13 - 16
"	久保 慶 朝	新居浜市星原町 4 - 17
"	神野 晁 一	新居浜市本郷二丁目 6 - 8
"	土岐 清	新居浜市横水町 13 - 17
"	矢野 秋 好	新居浜市宮西町 1 - 29
"	坂本 茂 久	新居浜市滝の宮町 4 - 13
"	高橋 文二郎	新居浜市西町 3 - 9
"	白石 治 郎	新居浜市徳常町 4 - 38
監事	山内 孝 之	新居浜市久保田町三丁目 3 - 16
"	古川 良 樹	新居浜市瀬戸町 12 - 2
"	杉本 馨	新居浜市北内町四丁目 6 - 27

○愛媛県告示第 894 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、西条市船屋土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 5月30日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	矢野 善 則	西条市船屋甲350番地
"	川上 弘	西条市船屋甲519番地
"	遊口 実	西条市船屋甲610番地
"	川上 敏 数	西条市船屋甲62 - 3 番
"	加藤 稔	西条市船屋甲539番地
監事	近藤 好 弘	西条市船屋甲642番地
"	遊口 誠 二	西条市船屋甲521番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	矢 野 善 則	西条市船屋甲350番地
"	遊 口 実	西条市船屋甲610番地
"	川 上 敏 数	西条市船屋乙 9 番地
"	加 藤 稔	西条市船屋甲539番地
監 事	川 上 弘	西条市船屋甲519番地
"	近 藤 好 弘	西条市船屋甲642番地

○愛媛県告示第 895 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、今治市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成20年 5月30日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ほ場整備事業	古谷下地区	平成20年 3月27日
農業用道路整備事業	古谷下地区	平成20年 3月27日
農業用排水施設整備事業	古谷下地区	平成20年 3月27日

○愛媛県告示第 896 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、道前道後土地改良区連合から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 5月30日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 藤 宏 太 郎	西条市大町244番地 4 号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	越 智 市 郎	西条市安用甲745番地 1 号

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛情報スーパーハイウェイ機器等の借入れ及び保守運用管理業務の委託

- (2) 借入物品名、委託業務名及び数量  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入物品及び委託業務の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間及び委託期間  
平成20年12月 1 日から平成26年11月30日まで
- (5) 借入場所及び委託業務の履行場所  
知事が指定する場所
- (6) 入札方法

ア この入札は、愛媛県電子入札運用基準に基づき、所定の手続により紙入札を承諾した場合を除き、入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合は、紙入札を行うものとする。

イ 入札金額は、1月当たりの代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成20年度から平成22年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係るネットワークシステムと同程度のシステム運用管理・保守業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県企画情報部管理局情報政策課ネットワーク運営係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2  
電話 (089)912 2289

(2) 入札書の受領期限

ア 電子入札による場合は、平成20年 7月11日（金）午前 9 時から同月14日（月）午後 5 時まで

イ 紙入札による場合は、開札の日時に開札の場所へ持参して提出し、又は平成20年 7月14日（月）午後 5 時30分までに(1)に掲げる場所に郵送すること。

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成20年 7月15日（火）午前10時

愛媛県庁本館 1階 企画情報部管理情報政策課システム設計室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 確認申請書の受領期限

- (ア) 電子入札による場合は、平成20年5月30日（金）午前9時から平成20年6月26日（木）午後5時まで
- (イ) 紙入札による場合は、平成20年6月26日（木）午後5時までに3(1)に掲げる場所へ持参して提出し、又は郵送すること。

イ 郵便等による確認申請書の取扱い

郵便等により確認申請書を提出する場合は、平成20年6月26日（木）午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に

求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入し、かつ、委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Ehime Information Super Highway ( Network System ), 1 set  
Nature and quantity of the service to be rendered: Operation management and maintenance service for Ehime Information Super Highway ( Network System ), 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:00 a.m., 15 July 2008
- (3) For further information, please contact: Network Management Section, Information Policy Division, Administrative Subdepartment, Planning and Information Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan  
Tel 089-912-2289

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年5月30日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年5月19日	NPO法人 スペース宇宙	鷹田 義勝	松山市大可賀二丁目1番28号アイテムえひめ内	この法人は、21世紀を担う青少年に宇宙及び科学に関する教育活動や国際交流などの事業を行い、子ども達の理科・科学に対する探究心や向上力を培い、創造力と命を大切にす健全な精神を養い、親と子の共通の課題と目標を達成させ、豊かな人間の育成を目的とする。

○ 公 告

公文書の公開の実施状況

平成19年度の公開請求等に対する公文書の公開の実施状況の概要を次のとおり公表する。

平成20年5月30日

愛媛県知事 加戸守行

1 公文書の公開の請求等及び処理の状況

(単位：件)

区 分	請求等の件数	処 理 の 状 況			取 下 げ
		公 開	部分公開	非 公 開	
公開請求等	536 (123)	306 (80)	163 (28)	31 (6)	36 (9)
公開申請等	9 (3)	4 (0)	4 (3)	0 (0)	1 (0)
計	545 (126)	310 (80)	167 (31)	31 (6)	37 (9)

- 注1 公開請求等とは、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）に基づく公開請求及び公開申出をいう。
- 2 公開申請等とは、条例附則第3項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされている愛媛県情報公開要綱（平成5年10月愛媛県・愛媛県公営企業管理局・愛媛県教育委員会・愛媛県選挙管理委員会・愛媛県人事委員会・愛媛県監査委員・愛媛県地方労働委員会・愛媛県収用委員会・愛媛海区漁業調整委員会・愛媛県内水面漁場管理委員会告示第1255号。以下「要綱」という。）に基づく公開申請及び公開申出をいう。
- 3 ( )内は、公開申出の件数であり、いずれも内数である。

2 公文書の公開の請求等の実施機関別内訳

(単位：件)

実 施 機 関	公開請求等件数	公開申請等件数
総 務 部	49	0
企 画 情 報 部	1	0
知 県 民 環 境 部	26	0
保 健 福 祉 部	68	2
経 済 労 働 部	10	1
農 林 水 産 部	13	0
事 土 木 部	192	5

出 納 局	1	0
小 計	360	8
議 会	5	
公 営 企 業 管 理 者	0	0
教 育 委 員 会	63	1
選 挙 管 理 委 員 会	64	0
人 事 委 員 会	4	0
監 査 委 員 会	2	0
公 安 委 員 会	38	
警 察 本 部 長		
労 働 委 員 会	0	0
収 用 委 員 会	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0
合 計	536	9

3 公文書の公開の請求等の主な内容

(単位：件)

請求等の主な内容	公開請求等件数	公開申請等件数
道路等図面関係	165	4
政治資金及び選挙費用関係	94	0
名簿関係	52	0
試験問題関係	40	0

4 公文書公開請求者等別の内訳

(単位：件)

公開請求者等の区分	公開請求等件数	公開申請等件数
(1) 県内に住所を有する者	177	3
(2) 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体	234	3
(3) 県内の事務所又は事業所に勤務する者	0	0
(4) 県内の学校に在学する者	0	0
(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する個人及び法人その他団体	2	0
(6) (1)から(5)までに掲げるもの以外のもの	123	3

5 不服申立て等の状況

(1) 不服申立て

(単位：件)

不服申立て件数		処 理 の 状 況					審査中	取下げ
18年度からの繰越件数	19年度不服申立て件数	却下	棄却	一部認容	認容			
0	1	0	0	0	0	1	0	

注 不服申立てとは、公文書の公開請求に対する決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てをいう。

(2) 不服申出

実績なし

○ 公 告

個人情報の開示等の実施状況

平成19年度の開示請求等に対する個人情報の開示等の実施状況の概要を次のとおり公表する。

平成20年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 個人情報取扱事務の登録件数

(単位：件)

実施機関	19年度末件数
総 務 部	64
企 画 情 報 部	29

知 事	県 民 環 境 部	157
	保 健 福 祉 部	469
	経 済 労 働 部	78
	農 林 水 産 部	204
	土 木 部	130
	出 納 局	9
小 計	1,140	
議 会	10	
公 営 企 業 管 理 者	16	
教 育 委 員 会	174	
選 挙 管 理 委 員 会	19	
人 事 委 員 会	4	
監 査 委 員 会	5	
公 安 委 員 会	159	
警 察 本 部 長		
労 働 委 員 会	4	
収 用 委 員 会	11	
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	2	
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	1	
合 計	1,545	

2 個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求

(単位：件)

実施機関	請求の件数	処 理 の 状 況			取下げ
		開 示	部 分 開 示	非 開 示	
知 事	18	10	6	2	0
公 営 企 業 管 理 者	46	29	16	0	1
教 育 委 員 会	6	6	0	0	0
警 察 本 部 長	8	1	6	1	0
合 計	78	46	28	3	1

注 他の実施機関については、実績なし。

(2) 口頭による開示請求

(単位：件)

実施機関	請求の件数
総 務 部	12
知 事	
県 民 環 境 部	16
保 健 福 祉 部	80
小 計	108
教 育 委 員 会	7,372
人 事 委 員 会	139
警 察 本 部 長	15,947
合 計	23,566

注1 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭により開示請求できるものであり、請求があった場合は、原則開示するものである。

2 他の実施機関については、実績なし。

3 個人情報の訂正請求の状況

実績なし

4 個人情報の利用停止請求の状況

(単位：件)

実施機関	請求の件数	処 理 の 状 況			取下げ
		全 部 利 用 停 止	部 分 利 用 停 止	非 利 用 停 止	
知 事	1	0	0	1	0
合 計	1	0	0	1	0

注 他の実施機関については、実績なし。

5 不服申立ての状況

実績なし



○公 告

家畜排せつ物の利用の促進を図るための愛媛県計画について  
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）第8条第1項の規定に基づき、家畜排せつ物の利用の促進を図るための愛媛県計画（平成12年10月27日付け公告）

を変更した。

この計画書の写しは、農林水産部農業振興局畜産課及び各家畜保健衛生所において供覧する。

平成20年 5月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第15号

ボランティア活動を促進するための教育委員会所管の教育機関の使用料等減免規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 5月30日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

ボランティア活動を促進するための教育委員会所管の教育機関の使用料等減免規則の一部を改正する規則

ボランティア活動を促進するための教育委員会所管の教育機関の使用料等減免規則（平成15年愛媛県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
別表（第3条関係） <table border="1"> <tr><td>1</td><td>えひめ青少年ふれあいセンター</td></tr> <tr><td>2</td><td>省略</td></tr> <tr><td>3</td><td>省略</td></tr> <tr><td>4</td><td>省略</td></tr> <tr><td>5</td><td>省略</td></tr> </table>	1	えひめ青少年ふれあいセンター	2	省略	3	省略	4	省略	5	省略	別表（第3条関係） <table border="1"> <tr><td>1</td><td>省略</td></tr> <tr><td>2</td><td>省略</td></tr> <tr><td>3</td><td>省略</td></tr> <tr><td>4</td><td>省略</td></tr> </table>	1	省略	2	省略	3	省略	4	省略
1	えひめ青少年ふれあいセンター																		
2	省略																		
3	省略																		
4	省略																		
5	省略																		
1	省略																		
2	省略																		
3	省略																		
4	省略																		

附 則

この規則は、平成20年 6月 1日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 - 158

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 5月30日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13 - 17）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																										
別表（第2条、第3条関係） <table border="1"> <tr> <td>委託地 方公共 団体</td> <td>機 関</td> <td>職</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">久万高 原町</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">町長部 局</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>出先 機関</td> <td>病院 統括院長 院長 事務局長 総看護師長</td> </tr> </table>	委託地 方公共 団体	機 関	職	省略			久万高 原町	省略		町長部 局	省略	出先 機関	病院 統括院長 院長 事務局長 総看護師長	別表（第2条、第3条関係） <table border="1"> <tr> <td>委託地 方公共 団体</td> <td>機 関</td> <td>職</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">久万高 原町</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">町長部 局</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>出先 機関</td> <td>病院 院長 事務局長 総看護師長</td> </tr> </table>	委託地 方公共 団体	機 関	職	省略			久万高 原町	省略		町長部 局	省略	出先 機関	病院 院長 事務局長 総看護師長
委託地 方公共 団体	機 関	職																									
省略																											
久万高 原町	省略																										
	町長部 局	省略																									
		出先 機関	病院 統括院長 院長 事務局長 総看護師長																								
委託地 方公共 団体	機 関	職																									
省略																											
久万高 原町	省略																										
	町長部 局	省略																									
		出先 機関	病院 院長 事務局長 総看護師長																								

		省略	
	省略		
省略			

備考 省略

		省略	
	省略		
省略			

備考 省略

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

---

**公安委員会規則**

---

**○愛媛県公安委員会規則第4号**

車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則を次のように定める。

平成20年 5月30日

愛媛県公安委員会委員長 木 網 俊 三

**車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則**

車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則（昭和62年愛媛県公安委員会規則第3号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、平成20年 6月 1日から施行する。

---

**警察本部告示**

---

**○愛媛県警察本部告示第1号**

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成18年10月愛媛県警察本部告示第2号）の一部を次のように改正し、平成20年 6月 1日から施行する。

平成20年 5月30日

愛媛県警察本部長 廣 田 耕 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定により、口頭による開示請求をすることができる個人情報を次のとおり定め、告示の日から施行し、愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成18年 1月愛媛県警察本部告示第1号）は、平成18年10月30日限り、廃止する。				愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定により、口頭による開示請求をすることができる個人情報を次のとおり定め、告示の日から施行し、愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成18年 1月愛媛県警察本部告示第1号）は、平成18年10月30日限り、廃止する。			
口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所	口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
省略				省略			
運転免許試験（学科試験）		不合格者に係る得点		運転免許試験（学科試験）		合格発表の日	交通部運転免許試験課